

## 社会福祉法人柏崎市社会福祉協議会 入札実施要領

### 1 目的

柏崎市社会福祉協議会（以下、「本会」）の契約に係る一般競争入札および指名競争入札（以下「入札」）を行う場合の取り扱いについては、本会諸規程に定めるもののほか、この入札実施要領（以下「実施要領」という。）の定めるところによるものとする。

### 2 入札参加資格

つぎに掲げる要件の全てを満たす者で、柏崎市の入札参加資格があると認められたものとする。

- (1) 地方自治法令 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) この公告日から落札決定の日までの間において、柏崎市の入札指名除外または指名保留の措置を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続開始の申立てまたは民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 本会が必要とする物品を確実に納入できること。

### 3 入札等

- (1) 入札参加者は、入札公告、仕様書および本実施要領等において示す事項について承諾のうえ、入札しなければならない。この場合において、上記事項について疑義があるときは、原則として書面をもって本会に対し説明を求めることができる。
- (2) 入札参加者は、入札公告、仕様書および本実施要領等において示した書類を封かんのうえ、入札者の氏名を表記し、本会が指定した期日、場所に提出するものとする。郵送、電送等による入札は認めない。
- (3) 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させなければならない。
- (4) 入札参加者または入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。
- (5) 入札の期日に遅刻した者は、入札に参加できない。
- (6) 一度提出した入札書を書き換え、引き換えまたは撤回することはできない。

### 4 入札の辞退

- (1) 入札参加者は、入札執行の完了に至るまでは、入札価格が同価格によるくじ引きの場合を除き、いつでも入札を辞退することができる。
- (2) 入札を辞退するときは、その旨を次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。
  - ① 入札執行前であっても、入札辞退届を直接持参し、または郵送（入札日の前日までに到着するものに限る）して行う。
  - ② 入札執行中であっても、入札辞退届またはその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行う。
- (3) 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取り扱いを受けるものではない。

## 5 公正な入札の確保

- (1) 入札参加者は、私的独占の禁止および公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 入札参加者は、入札にあたっては競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格または入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- (3) 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
- (4) 入札参加者は、第 1 回の入札に際し、入札書等に記載される金額に対応した見積内訳明細書の提出しなければならない。

## 6 入札の取りやめ等

入札参加者が連合し、または不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、または入札の執行を延期し、もしくは取りやめることがある。

## 7 無効の入札

次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

- (1) 競争に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (3) 記名押印を欠く入札
- (4) 金額を訂正した入札
- (5) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (6) 明らかに連合によると認められる入札
- (7) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、または 2 人以上の代理をした者の入札
- (8) 最低制限価格を設けた場合において、最低制限価格以下の価格での入札
- (9) 再度入札に付した場合において、前回の入札価格と同価格以上の価格での入札
- (10) その他入札に関する条件に違反した入札

## 8 落札者の決定

入札を行った者のうち、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

## 9 再度入札

- (1) 開札をした場合において、各入札参加者の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。ただし、入札を辞退した者、無効の入札をした者は、再度入札に参加することができない。
- (2) 再度入札は、原則として 1 回を限度とする。なお、再度入札の結果、落札者となるべき入札者がいない場合は、無効の入札を除いた最低価格の入札をした者から順次予定価格の範囲内で随意契約の交渉を行うものとする。

10 同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定

落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札をした者によるくじ引きによって落札者を定める。

11 契約書等の提出

- (1) 落札者は本会が指定する約款等に基づき作成した契約書もしくは本会が提示する契約書に記名・捺印し、原則として落札決定日の翌日から7日以内に、これを本会に提出しなければならない。
- (2) 落札者が前項に規定する期間内に契約書を提出しないときは、落札はその効力を失う。

12 異議の申立

入札参加者は、入札後、入札公告、入札仕様書、入札実施要領等について、異議を申し立てることはできない。

13 入札結果の公表

一般競争入札の結果については、入札公告を行ったホームページに入札者・入札額を原則1年間公表する。ただし、指名競争入札の結果については、公表は行わない。

以 上